

福岡大学法科大学院

法律専門試験

民 法

民事訴訟法

問題冊子（1～3ページ）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（民法）

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問1〕、〔設問2〕に答えなさい。

〔事実関係〕

- 1 平成30年2月ごろ、Yは、Aから、代金20数万円に相当する建築資材を買受けた。
- 2 ただし、Yは、ただちにその代金を支払うことができなかつたため、平成30年4月16日、Bに対して、自己所有のタンス・ミシン・自転車等（以下、これらを「本件動産」という。）を代金15万円で売り渡し、その代金を前記債務の支払に充てた。
- 3 前記売買に際して、Yは、Bに対して、本件動産を即時に占有改定によりその引渡しをしたものの、Bの寄託によって、他に持ち運ぶまでYにおいて保管するものとされた結果、本件動産は、Yのもとに留め置かれた。
- 4 Bは、Yとの間で、Yが平成30年4月末日までに前記代金と同額を支払ったときは無条件で売り戻すとの約定をしていたが、Yは、前記約定の期限までに買戻しをしなかつたため、Bは、平成30年5月6日、本件動産をXに代金15万3000円で、同年6月4日までにBが前記の代金と同額をXに対して支払ったときには無条件でさらに売り戻す約定の下に売り渡した。
- 5 しかし、本件動産の引渡し（指図による占有移転）はおこなわれないうままであった。
- 6 また、その後にBが前記約定の期限までにXに対し約定の金額を支払ったという事実もない。
- 7 以上のような事実関係の下において、Xは、Yに対し、所有権に基づき本件動産の引渡しを求める訴えを提起しようと考えている（以下「本件請求」という。）。

〔設問1〕

Xによる本件請求に対して、Yは、どのような法的主張・法律構成をおこなって対抗してくることが考えられるだろうか。

〔設問2〕

Yによる以上のような主張に対して、Xは、どのような反論を展開して対抗してくることが考えられるだろうか。

第2問（民法）

X（女）とY（男）は、平成元年に、友人を通じて知り合い、その後交際をするようになった。その当時、Yにはすでに配偶者（乙）がおり、その間に2人の子（長男A・長女B）がいた。交際開始後しばらくして、XはYの子を懐胎したことに気づき、Yにこれを告げたところ、Yから、認知をするから子を産むよう希望され、Xは子（C）を分娩した。YはXと相談し、認知については、様々な要因を考慮して、遺言によることとし、公正証書遺言を作成した。Xは、子の誕生以来その成人に至るまで、非正規で仕事をしながら苦勞して養育をしてきた。Yは、自分の事業を比較的安定に経営し、通常の男性の収入の2倍以上の年収をこれまで得ている。平成30年末に、Yが死亡した。

問1

YとCとの親子関係の発生について答えなさい。

問2

Xは、これまでCの養育をひとりで担ってきたが、現在体調をくずして、仕事ができない状況にある。そこで、これまでに自分一人で負担してきたCの養育にかかった費用については、本来であれば、Yも負担する責任があったと考え、この費用の請求をしたいと考えている。この問題について答えなさい。

第3問（民事訴訟法）

【問 題】

Xは、Aとの間で土地の売買契約を締結し、Aに対して所有権移転登記をしたが、Aは、代金を支払わなかった。そこで、Xは、2012年4月、訴状にAを被告と表示して、売買代金支払請求の訴えを提起した。ところが、Aは既に2011年12月に死亡しており、その長男Yが唯一の相続人であった。訴状はAの住所に送達され、Yが同居人としてこれを受領した。第1審裁判所ではそのような事情が判明せず、Yが訴訟代理人として選任したB弁護士は、第1回口頭弁論期日に出頭したが、特段の主張・立証をしないまま、X勝訴の判決が言い渡された。上記判決が確定した後、Yは、前記訴訟は既に死亡していたAを被告とする無効な判決であると主張して、請求異議の訴えを提起した。

このような訴えは認められるか。

